

# 報 告 事 項

項 目	説 明																																																									
<p><b>1 短期給付に係る財源率の引上げ</b></p>	<p>短期給付（医療給付）の収支状況の悪化に伴い、平成23年4月より、次のとおり財源率の引上げが行われた。</p> <p>なお、他制度に対する財政負担（高齢者医療への支援金等）の増加が続いているなど今後の財政見通しも厳しく、平成24年度以後の引上げについても、共済本部において検討を行っている状況である。</p> <p style="text-align: center;">（一般職の財源率・千分率）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>23年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">掛 金</td> <td style="text-align: center;">給 料</td> <td style="text-align: center;">37.0</td> <td style="text-align: center;">42.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当等</td> <td style="text-align: center;">29.6</td> <td style="text-align: center;">33.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">負担金</td> <td style="text-align: center;">給 料</td> <td style="text-align: center;">37.0</td> <td style="text-align: center;">42.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当等</td> <td style="text-align: center;">29.6</td> <td style="text-align: center;">33.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【参考】掛金率一覧 <span style="float: right;">（一般職の財源率・千分率）</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">短期</th> <th colspan="2">介護</th> <th colspan="4">長期</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">給料</th> <th rowspan="2">期 末 手当等</th> <th rowspan="2">給料</th> <th rowspan="2">期 末 手当等</th> <th colspan="2">4～8月</th> <th colspan="2">9～3月</th> </tr> <tr> <th>給料</th> <th>期 末 手当等</th> <th>給料</th> <th>期 末 手当等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td style="text-align: center;">38.65</td> <td style="text-align: center;">30.92</td> <td style="text-align: center;">4.86</td> <td style="text-align: center;">3.89</td> <td style="text-align: center;">94.7125</td> <td style="text-align: center;">75.77</td> <td style="text-align: center;">96.925</td> <td style="text-align: center;">77.54</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td style="text-align: center;">43.65</td> <td style="text-align: center;">34.92</td> <td style="text-align: center;">5.24</td> <td style="text-align: center;">4.19</td> <td style="text-align: center;">96.925</td> <td style="text-align: center;">77.54</td> <td style="text-align: center;">99.1375</td> <td style="text-align: center;">79.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 短期掛金には、1.65（期末手当等は1.32）の福祉財源を含む。</p>	区 分		現 行	23年4月～	掛 金	給 料	37.0	42.0	期末手当等	29.6	33.6	負担金	給 料	37.0	42.0	期末手当等	29.6	33.6	区分	短期		介護		長期				給料	期 末 手当等	給料	期 末 手当等	4～8月		9～3月		給料	期 末 手当等	給料	期 末 手当等	22年度	38.65	30.92	4.86	3.89	94.7125	75.77	96.925	77.54	23年度	43.65	34.92	5.24	4.19	96.925	77.54	99.1375	79.31
区 分		現 行	23年4月～																																																							
掛 金	給 料	37.0	42.0																																																							
	期末手当等	29.6	33.6																																																							
負担金	給 料	37.0	42.0																																																							
	期末手当等	29.6	33.6																																																							
区分	短期		介護		長期																																																					
	給料	期 末 手当等	給料	期 末 手当等	4～8月		9～3月																																																			
					給料	期 末 手当等	給料	期 末 手当等																																																		
22年度	38.65	30.92	4.86	3.89	94.7125	75.77	96.925	77.54																																																		
23年度	43.65	34.92	5.24	4.19	96.925	77.54	99.1375	79.31																																																		

項 目	説 明
<p><b>2 出産費・家族出産費の支給額及び支給方法について</b></p>	<p><b>1 支給額</b>  平成 23 年 3 月 31 日までの出産に係る出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給額が 39 万円（産科医療補償制度に加入している医療機関等における出産の場合には 3 万円を加算）とされていた措置が制度化され、平成 23 年 4 月 1 日以降の出産についても適用されることとなった。</p> <p><b>2 医療機関等への直接支払制度の運用</b>  出産費等の医療機関等への直接支払制度について、平成 23 年 3 月 31 日までとされていた適用期間を廃止し制度化されたことにより、平成 23 年 4 月 1 日以降の出産についても対象とされた。</p> <p><b>3 受取代理制度の実施</b>  平成 23 年 4 月 1 日より、組合員が医療機関等を受取代理人とする旨を共済組合に事前申請することにより、医療機関等は出産に要した費用を共済組合の出産費等の範囲内で共済組合から受取ることができるものとされた。</p> <p>受取代理制度の対象となる医療機関等は、年間の平均分娩取扱い件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所を目安とし、受取代理制度を導入する医療機関等は厚生労働省に届け出るものとされており、静岡県内で導入している医療機関等は 6 機関（平成 23 年 4 月 14 日現在）である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>上記 3 の「受取代理制度」は、出産に係る費用について組合員の一時的な負担を軽減する観点から平成 21 年 9 月 30 日まで実施されていた制度であり、平成 23 年 4 月 1 日に改めて制度化されたものである。</p> <p>なお、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産については、同様の観点から、上記 2 の「直接支払制度」が実施されていた。</p> <p>今回、「直接支払制度」が平成 23 年 4 月 1 日以降の出産に適用されることとなったとともに、「受取代理制度」が改めて制度化されたものである。</p> <p>「直接支払制度」・「受取代理制度」ともに、出産に係る費用のうち、共済組合が出産に伴って組合員に支給する給付金を上限として、組合員に代わって医療機関等に支払うことにより、組合員の一時的な負担を軽減することは同様であるが、「受取代理制度」については、出産費等の支給に伴う附加給付を併せて医療機関等に支払うことができる点が異なる。</p> </div>